

南三陸町ホームページ広告枠売却に係る仕様書

1 掲載期間

平成29年4月1日午前9時から平成30年3月31日午後5時までの1カ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の規格等

(1) 広告掲載の位置、枠数

トップページの下段に10枠を常時表示する。

(2) 規格

ア バナーサイズは、縦70ピクセル×横165ピクセルとする。

イ 形式は、JPEG又はGIF（アニメ可）とする。

ウ データ容量は、20KB以下とする。

エ 広告主の公式ホームページのトップページへのリンクは可とする。

3 広告掲載の手続

(1) 広告を掲載しようとするときは、南三陸町ホームページ広告掲載取扱要領第5条第2項に定めるホームページ掲載予定広告承認申請書に広告案を添えて、広告掲載希望月の前月15日までに南三陸町企画課まで提出し、南三陸町広告掲載審査委員会の承認を受けなければならない。

(2) 南三陸町広告掲載審査委員会では、広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定する。

(3) 広告案が承認されたときは、町の修正が必要のない完全データとして南三陸町企画課まで提出すること。

4 広告枠料

広告掲載代理店は、広告枠料1年分を町が発行する納入通知書により一括で平成30年3月31日までに納入しなければならない。

5 その他

(1) 掲載された全ての広告についての一切の責任は、広告掲載代理店が負うものとする。

(2) 町は、全ての広告について掲載の可否権を有し、広告掲載代理店に対し、可否の根拠を明示する。ただし、広告主に対する広告掲載の可否の説明等については、広告掲載代理店が誠意をもって行うものとする。

- (3) 広告掲載代理店の都合により広告が規定の枠数に満たず、そのため町がそのスペースを使用した場合でも、契約金額の減額を行わない。
- (4) 上記以外の事項については、別途協議により定める。